

令和7年度
いじめ防止基本方針

* 第2回職員会議で読み合わせをする。

須賀川市立第二中学校

目 次

1	須賀川二中いじめ対応10則	1
2	いじめの定義	2
	(1) いじめの定義	
	(2) いじめの認知	
	(3) いじめの態様	
	(4) いじめの理解	
3	いじめ対策のための組織	4
	(1) 目的	
	(2) 構成員	
	(3) 組織図	
	(4) 開催	
4	いじめの未然防止	5
	(1) 学級経営において	
	(2) 道徳教育において	
	(3) 授業において	
	(4) 特別活動において	
	(5) 体験活動において	
	(6) その他	
5	いじめの早期発見	7
	(1) 早期発見のためのポイント	
	(2) 早期発見の機会	
6	いじめ対応	9
	(1) いじめ解消までの手順(フロー図)	
	(2) いじめ解消までの手順のポイント	
7	重大事態発生時の対応	12
	(1) 調査を要する重大事態	
	(2) 重大事態の報告	
	(3) 調査主体	
	(4) 調査を行うための組織	
	(5) 事実関係を明確にするための調査の実施	
	(6) 重大事態発生時の対応フロー図	

資料編

0	担任の先生方へ	16
1	「悩み(いじめ)についての調査」	17
2	「楽しい学校生活のために」	18
3	「特に配慮が必要な生徒」	19
4	「いじめの早期発見のチェックポイント」	20
5	「いじめに発展する主なケース」	22
6	「いじめ解消までの経過観察シート(記入・活用要領)」	23
7	「ネット上のいじめへの対応」	24
8	「児童生徒の自殺が起こった場合の調査」	28

須賀川二中いじめ対応10則

—教職員の行動規範として—

- ① ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑われる場合には、校長（いじめ対策委員会）に速やかに報告して、状況を慎重に把握します。
偶発的ないじめ、一過性のいじめ、本人が否定した場合やインターネットの書き込みなど本人が苦痛を感じていない場合、当事者間で解消した場合も同様です。
- ② アンケート等への記載及び生徒・保護者から相談があった時は迅速に対応します。
その日のうちに本人等から事情を聴き、遅くとも3日以内に対応を開始します。
- ③ いじめか否かの判断はいじめ対策委員会で行い、対応方針を検討して組織で対応します。
教職員個人がいじめに係る情報を抱え込み、校長（いじめ対策委員会）に報告しないことは許されません。また、1週間程度での即時解決を目指します。
- ④ いじめ解消の判断もいじめ対策委員会で行います。
3か月の観察期間において、次の2つの要件に照らして慎重に判断します。
A 被害生徒に対する心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいること
B 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（本人の申し立てのみで判断しない）
また、観察記録（経過観察シート）は小・中学校9年間引き継ぐことを原則とします。
- ⑤ 対応にあたっては、被害生徒を守ることを最優先にします。
「いじめられる側の問題」が、いじめに相当する行為等をしてよい理由にならないことを毅然として貫きます。その上で、加害生徒や「観衆」「傍観者」の内面に踏み込んだ指導に努めます。また、いじめを知らせてくれた生徒の安全も確保します。
- ⑥ いじめが重大な人権侵害に当たり刑事罰の対象となりうること、社会的非難や社会的制裁の大きさをしっかり教えます。
必要があれば、教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察経験者等の専門家に相談し、協力を得て解決にあたります。
- ⑦ いじめを認知した場合は保護者に連絡することを原則として、生徒のより望ましい社会性を育むために連携します。
保護者との連絡の是非は、いじめ対策委員会で行います。ささいな兆候であっても情報を共有することが信頼関係を強固にすると考えます。インターネット上のいじめに関しては、必ず保護者と連携します（書き込みは画像で残します）。
- ⑧ 重大事態の判断は、いじめ対策委員会を緊急開催して行います。
A 生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
（自殺を企図した場合 身体に重大な障害を負った場合 金品等の重大な被害を被った場合 精神性の疾患を発症した場合など）
B 相当の期間（年間30日間を目安）学校を欠席することを余儀なくされた場合
C いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき
を基準とし、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月 文部科学省）の趣旨を踏まえて判断します。しかし、事態がエスカレートして重大事態にならないようにいじめ対策委員会を核として対応することの重要性を忘れません。
- ⑨ 重大事態発生の場合は、速やかに市教育委員会に報告し、その指導の下で調査を実施します。
当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るという調査の趣旨を重んじ、主体的に、かつ速やかに対応し、事後はその教訓を真摯に受け止めます。
- ⑩ 生徒の観察や生徒とのコミュニケーションに努め、「昨日と違う子どもの様子」を職員室の話題にします。
学年・学級担任、生徒会・専門部顧問、部活動顧問、養護教諭、相談員など、多様な立場で一人一人の子どもに注ぐ「まなざし」を重ね合わせ、情報の共有・一元化を図ります。

2 いじめの定義

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

この法律において「児童」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。さらに、本人がそれを否定する場合があることも踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察していかなければならない。

(2) いじめの認知

ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑われる場合には、校長（いじめ対策委員会）に速やかに報告する。

（「須賀川二中いじめ対応10則」**1** P1参照）

- ① 偶発的ないじめ、一過性のいじめ、本人が否定した場合やインターネットの書き込みなど、本人が苦痛を感じていない場合、当事者間で解消した場合も同様である。
- ② 定期的なアンケート調査や教育相談（チャンス相談）を実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制づくりをする。アンケート調査実施等については、保護者への連絡や結果の公表を迅速に行う。
（資料編「悩み（いじめ）についての調査」P15、「楽しい学校生活のために」P16参照）
- ③ アンケート等への記載及び生徒・保護者等からいじめの相談があった場合には、その日のうちに本人等から事情を聞き、遅くとも3日以内に対応を開始する。

（「須賀川二中いじめ対応10則」**2** P1参照）

(3) いじめの態様 （資料編「いじめに発展する主なケース」P20参照）

- ① 心理的苦痛
 - (ア) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - (ウ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。（告白を強要されたり、嫌なあだ名で呼ばれたり、菌まわしをされたりする。）
 - (エ) 本人にしかわからない嫌がらせをされる。（視線をそらされる、背を向けられるなど）
- ② 物理的苦痛
金銭や物をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ③ 暴力的苦痛
 - (ア) ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。たとえ、表面上は

遊びのような形をとっていても、本人が苦痛を感じている場合もある。
(イ) 無理やりゲームをやらされる。(無理やりけんかさせられる。肩パンチなど)

④ その他

(ア) パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをアップされる。
(LINE、掲示板、ツイッターなど)

(資料編「ネット上のいじめへの対応」P22~24 参照)

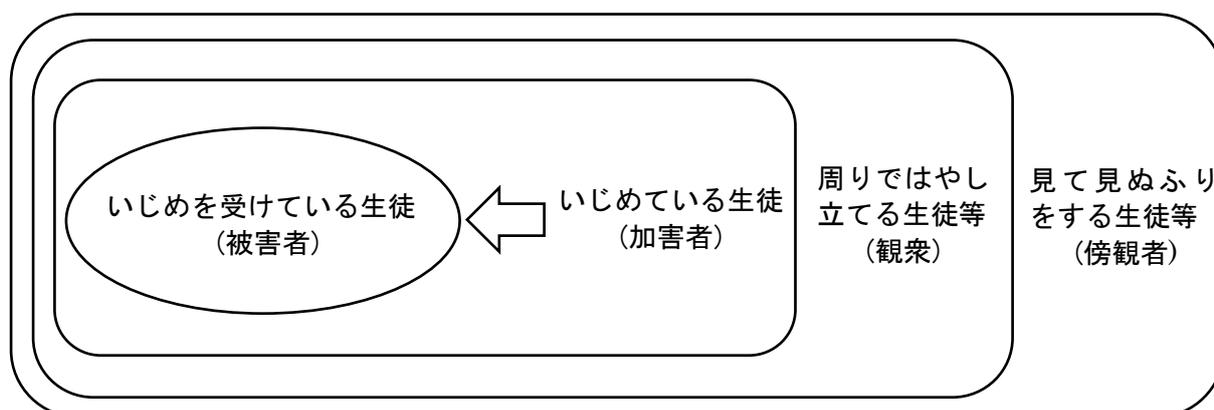
(イ) 教職員の不十分な認識や不適切な言動が生徒を傷つけ、他の生徒によるいじめの助長につながる。

(4) いじめの理解 (資料編「特に配慮が必要な生徒」 P17 参照)

- ① いじめの多くは、軽い気持ちで安易に行われる行為から始まる。しかし、暴力を伴わないものであってもそれが継続することで被害生徒が深刻な状況に追い込まれるものであるから、「些細なこと」「日常によくあるトラブル」として放置してはならない。
- ② 発達障がいを含む、障がいのある生徒など、一人一人の生徒の特性を十分に考慮した上で、その生徒の立場に立って認知・対応を行う。
- ③ 教職員の不適切な言動がいじめを容認したり、助長したりすることを常に意識しなければならない。

(5) いじめの構造

いじめとは、単にいじめを受けている生徒といじめている生徒との関係だけでとらえることはできない。いじめは「四層構造」になっている。



「観衆」や「傍観者」の立場にいる生徒等にも、いじめを助長としていることを認識させる必要がある。また、いじめられている生徒といじめている生徒等との関係は、立場が逆転することもある。「傍観者」が仲裁者や報告者となれるような指導・支援を行うことが大切である。

3 いじめ対策のための組織 (「須賀川二中いじめ対策10則」 [3] [8] P1 参照)

いじめ対策委員会

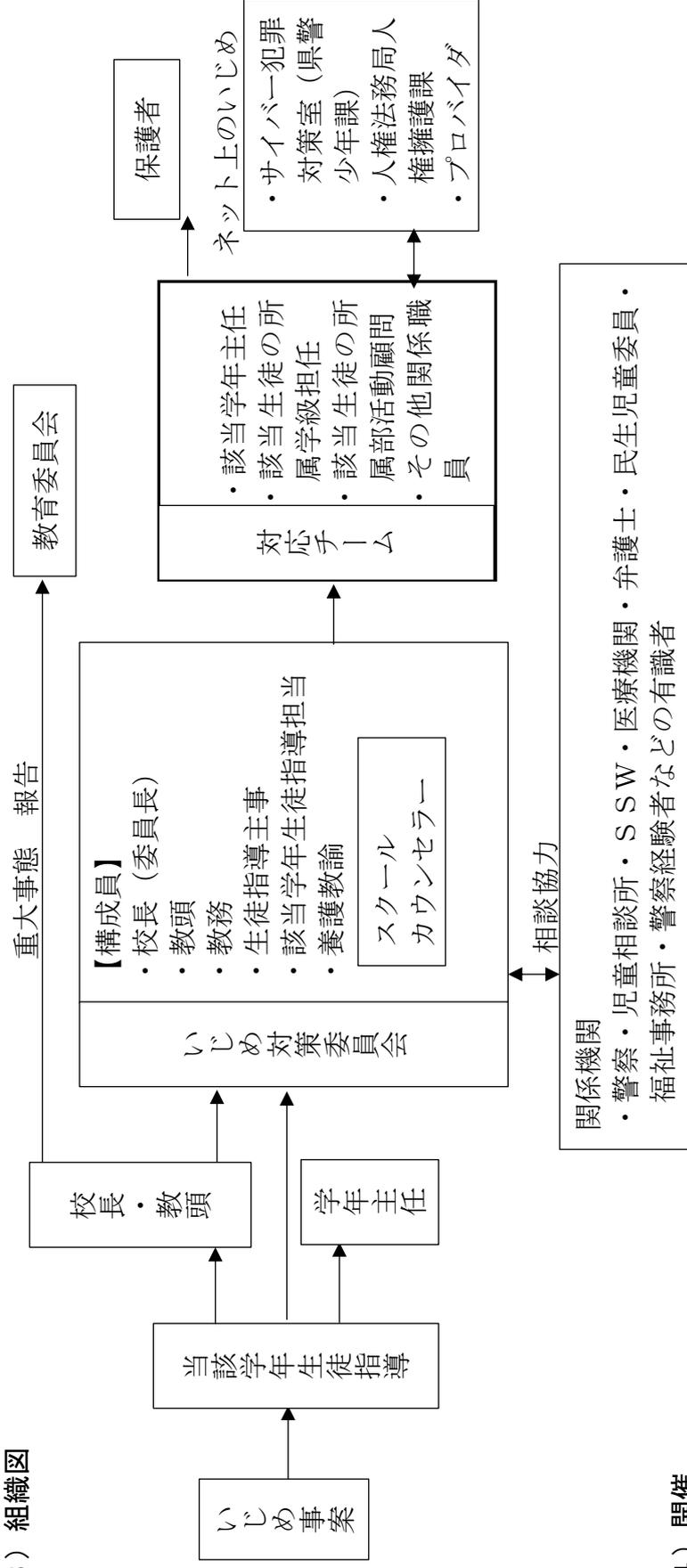
(1) 目的

いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等の措置を組織的に行う。

(2) 構成員

校長、教頭、教務、生徒指導主事、該学年生徒指導担当、養護教諭、該生徒の所属学級担任・部活動顧問、その他関係職員とする。必要に応じて、スクールカウンセラーを加える。

(3) 組織図



(4) 開催

学期に1回開催する。また、必要に応じて委員会を開催することができる。状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し迅速な対応を行う。

4 いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、学校の教育活動をとおして生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

(1) 学級経営において (「須賀川二中いじめ対応10則」**10** P1参照)

- ① 未然防止の基本は、全ての子どもが安心・安全に学校生活を送ることができる学級づくりを進めていく。
- ② 生徒全員とのコミュニケーションに努め、生徒が安心して学べる人間関係・教育環境作りを目指す。
- ③ 教師が自らの言動に十分気をつけるとともに、相手の心を傷つけるような悪意のある言動(笑いなども)を看過しない。

(2) 道徳教育において (「須賀川二中いじめ対応10則」**6** P1参照)

- ① いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるような授業を展開する。
- ② いわれなき差別や偏見を無くすため、家庭、学校、地域社会が一体となり、人権意識の高揚を図り、一人一人を大切にされた教育を充実させることにより、人権教育の充実を図る。
- ③ SNSの活用の仕方、情報モラル教育を各学年で2時間実施する。
(資料編「ネット上のいじめへの対応」P22~24参照)

(3) 授業において

- ① 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- ② 「楽しい授業」「わかる授業」をとおして子どもたちの学び合いを保障する。
- ③ 生徒の目線に立ち、生徒に向き合った授業の充実を図る。

(4) 特別活動において

- ① 生徒会活動・学級活動
 - ア 生徒が自らいじめについて考え、議論する活動を行う。また、保護者が同席して実施できるような機会を設定する。(学級活動)
 - イ 校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける全校集会を学期に1回、生徒会執行部が中心となり、「わたしたちの約束」を各学級で考える機会をつくる。(生徒会活動) ※例～生徒会からのメッセージ発信など
 - ウ 意見箱を設置し、生徒の意見を掲示する。(生徒会活動)
- ② 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

(5) 体験活動において

- ① 特別活動や総合的な学習の時間などにおいて、生徒の発達の段階に応じて、集団宿泊活動、職場体験活動、ボランティア活動などを行うことにより、思いやりの心や規範意識などを育成する
- ② 生徒が自分で考え、自分で判断して行動する機会の充実を図る。

(6) その他（「須賀川二中いじめ対応10則」**7** P1参照）

- ① 相談窓口、相談ポストなど生徒が相談や助けを求めやすい環境づくりを推進する。
(資料編「いじめの早期発見のチェックポイント」③いじめの電話相談 P22～24参照)
- ② 学年保護者会などでアンケートの結果を公開（公表）し、保護者と教職員間で問題意識と情報を共有することで、学級と家庭が一体となって、いじめ撲滅に努める。

5 いじめの早期発見

(1) 早期発見のためのポイント

(資料編「いじめの早期発見のチェックポイント」P18~19 参照)

- ① いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。
- ② いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。

(2) 早期発見の機会 (「須賀川二中いじめ対応10則」**10** P1参照)

(資料編「いじめに発展する主なケース」P20、「いじめの早期発見チェックポイント」P18~19参照)

- ① 日々の観察
 - ア 休み時間や昼休み、放課後など時間を確保し、なるべく生徒と一緒にいるように努める。
 - イ 全職員の違った視点により、生徒の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係などを日常的に観察し、生徒が発するサインを見落とさないようにする。
 - ウ 気になる生徒がいる場合、必ず担任へ伝えるとともに、校長(いじめ対策委員会)にも報告する。
 - エ 養護教諭、スクールカウンセラー、部活動顧問からも情報を収集する。
 - オ 職員打合せや生徒指導委員会、学年会における情報交換を確実に実施する。
- ② 生活ノート等からの情報
 - ア 担任を中心に、生活ノート等を活用して生徒理解に努める。また、生徒の心の支えとなるようなコメントを書き添えるようにする。
 - イ 気になることは家庭に連絡するとともに、手紙や生活ノート等で家庭からも情報がもらえる信頼関係を作る。そのために、日頃から、いじめに対する学校の考え方や取組を周知し、共通理解に立った上で発見に協力を求める。
- ③ 教育相談
 - ア 日常生活の中での声かけが気軽にできる人間関係作り、雰囲気作りに心がけ、変化が感じられたらチャンス相談を行う。
 - イ 定期的な教育相談週間やスクールカウンセラーとの相談日を設けるなど、様々な形で教育相談の機会を設ける。必要に応じ、スクールカウンセラー(SC)、心の教育相談員、市スクールソーシャルワーカー(SSW)と連携して教育相談にあたる。

④ アンケート調査（「須賀川二中いじめ対応10則」**2** P1参照）

ア 定期的なアンケート「悩み（いじめ）についての調査」は、6月末・10月末・12月末に行う。その他「楽しい学校生活のために」を1学期（4月末）と2学期（9月頭）と3学期（2月中旬）に行う。さらにQUテストは、1学期と2学期に行う。

イ 学級担任は、アンケート実施日に速やかに目をとおり、問題点を把握する。

ウ アンケート調査等の保存は5年とし、いじめの記載があったものに関わらずすべて保存し、以後の早期発見や再発防止に活用する。

エ 相談ポスト等も効果的に活用する。

オ アンケートについては、実態に応じて無記名での実施も行う。

(3) SOSの出し方教育の推進

① 4つのキーワード（STARS）をおさえること。

- ・ Self-Esteem（自尊感情を涵養する）
- ・ Trusted Adults（信頼できる大人を見つけて話してみる）
- ・ Community Resources
（信頼できる大人が見つからなかったら、地域の相談窓口相談する）
- ・ Help-Seeking Skill（SOSの出し方を身につける）

② 「24時間子どもSOSダイヤル」や「チャイルドライン」などの相談窓口の周知を行うこと。

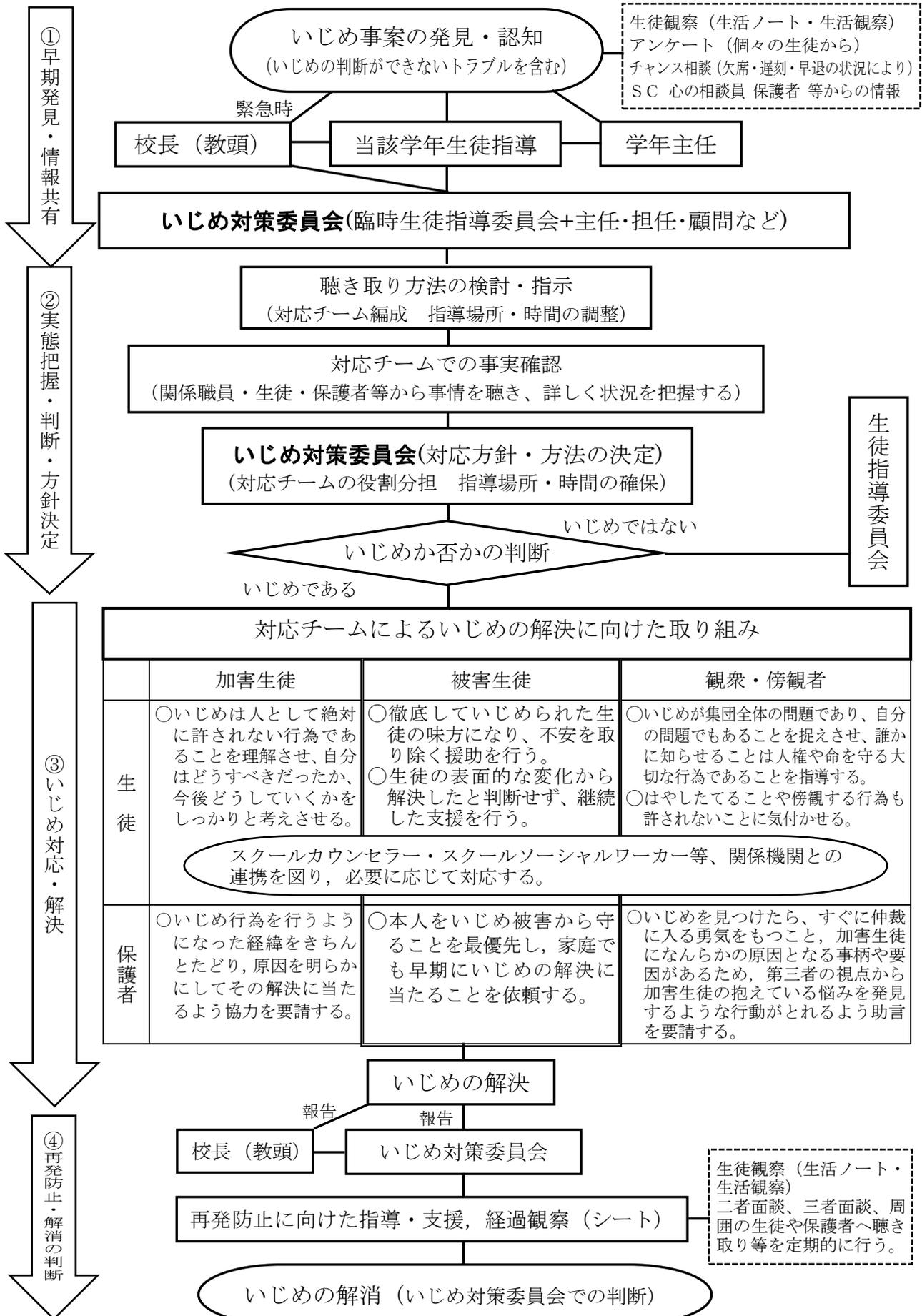
③ SOSの出し方のみならず傾聴の仕方（SOSの受け止め方）についても生徒に教えること。

④ 「自分のことを大切にしよう」、「信頼できる大人に相談しよう」という簡素なメッセージを生徒に伝えること。

6 いじめの対応（「須賀川二中いじめ対応10則」 ③ ④ ⑤ P1参照）

（資料編「いじめ解消までの経過観察シート」P21参照）

（1）いじめ解消までの手順（フロー図）



(2) いじめ解消までの手順のポイント (資料編「いじめ解消までの経過観察シート」P21 参照)

① 早期発見・情報共有・判断

- ア ささいな兆候でも関係生徒から早い段階での聴き取りを行う。
- イ 必要に応じてアンケートを活用し、情報を集める。
- ウ 情報を整理し、いじめ対策委員会に報告する。
- エ 聴き取り方法の検討・指示
 - (ア) 対応チームを編成し、聴き取り対象範囲を明らかにする。
 - (イ) いじめ対策委員会は聴き取り方法を検討し、場所や時間の調整をする。
 - (ウ) 対応チームは、特定の教員が抱え込むことがないように配慮して編成する。

② 実態把握・方針決定

- ア 対応チームでの事実確認
 - (ア) 関係生徒には個別に聴き取りをする。その場合は複数の教師で行う。
 - (イ) 聴き取りをする場所は、他の生徒の目に触れないよう配慮する。
 - (ウ) すみやかに情報収集を行い、事実を時系列で整理・記録する。
- イ 対応方針・方法の決定
 - (ア) 対応チーム内で役割分担を明確にする。
 - (イ) 状況に応じて、校内、校外の人材をサポートメンバーとして追加する。
- ウ いじめの判断 いじめ対策委員会で情報を共有し、いじめか否かの判断をする。

③ いじめ対応・解決

ア 被害生徒

- (ア) いじめを受けた生徒の安全を確保する。
- (イ) いじめを受けた悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聴く。

イ 加害生徒

- (ア) ことの重大さを知らせる指導を行う。場合によっては警察、人権擁護委員会、児童相談所への通告等も行う。
- (イ) 程度によっては諸活動を制限する。(出席停止もあり得る)
- (ウ) 加害に及んだ理由を共に考え、本人の抱える問題や悩みの解消を支援する。

ウ 観衆・傍観者

- (ア) いじめは自分のこととして考えさせる指導をする。
- (イ) 周囲生徒のあるべき姿についての指導を行う。

エ 保護者

- (ア) 事実が明らかになった時点で正確に伝える。
- (イ) 加害者、被害者、観衆・傍観者に関わらず、子どもの人間的成長に必要な指導であることに理解をいただく。

オ 関係機関

- (ア) 家庭環境等が深くかかわっているいじめの場合、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等と連携を図る。

カ「解決」の判断

下記の要件を満たした場合

- A 加害生徒から被害生徒に対する心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる。
- B 被害生徒が心身の苦痛を感じていない。(本人の申し立てのみで判断しない。)
- C 保護者が事実を理解し、学校の対応に納得している。

④ 再発防止・解消の判断

ア 再発防止にむけた指導・支援

(ア) 被害生徒に対して

- ・生活ノートや面談などとおして、不安や悩みの解消に努める。
- ・自己肯定感を回復できるよう、授業等での活躍の場や友人との関係づくりを支援する。

(イ) 加害生徒に対して

- ・生活ノートや面談などとおして、教師との交流を継続し、成長を確認していく。
- ・授業や学級活動などとおして、自分が人の役に立ったり、人から認めてもらえたりするような機会を設ける。

(ウ) 観衆・傍観者に対して

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意・観察を怠らず、継続して指導を行っていく。
- ・学級や部活動のリーダーから情報を得て、日常生活の様子を把握する。

(エ) 保護者に対して

- ・被害生徒保護者には、対応経過と学校の様子をこまめに伝えとともに、保護者から子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ・加害生徒保護者には、指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

イ いじめ解消までの経過観察（資料編「いじめ解消までの経過観察シート」P21 参照）

- (ア) 対応チームは解決後、最初は1週目、2週目、それ以降はおおむね2週間おきに経過を観察し、「いじめ解消までの経過観察シート」に記録する。

「いじめ解消までの経過観察シート」の留意点

- ・本人の気持ちを表した言葉を証言として具体的に記録しておく。
- ・「問題なし」として記入者が判断して記入することのないようにする。

- (イ) 本人が保護者に話す内容や、学校から帰った後の様子、学校に向かう時の様子など、保護者にしか分からない情報を聴き取り、具体的に記録しておく。

(ウ) 被害生徒・加害生徒の状況を記入するにあたり、両者が関わっている様子、周囲の生徒が関わっている様子などを具体的に記録しておく。*加害生徒の記載が漏れやすいので注意。

- (エ) 順調な経過が見られない場合、速やかに校長（いじめ対策委員会）に報告し、指示を受ける。

- (オ) 学年生徒指導担当は「いじめ解消までの経過観察シート」の記録に基づいて、経過をいじめ対策委員会に報告する。報告に不明な点があった場合は、いじめ対策委員会は再度の報告を求める。

ウ いじめ解消の判断（「須賀川二中いじめ対応10則」**4** P1 参照）

- (ア) 経過観察3ヶ月をめぐり、いじめ対策委員会で「いじめ解消」の判断をする。

下記の要件を満たした場合

- A 被害生徒に対する心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいること。
- B 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。（本人の申し立てのみで判断しない。）
- C 被害生徒の保護者に対し、根拠を説明しながら解消の同意を得る。加害生徒の保護者に対しては必要に応じて、被害生徒への対応や加害生徒への指導の経過説明をする。

- (イ) いじめ対策委員会がいじめ解消の判断根拠を明らかにする。その根拠を「いじめ解消までの経過観察シート」の「いじめ対策委員会としての判断」の欄に記入する。

7 重大事態への対応

(学校の設置者またはその設置する学校による対応)

第28条 学校の設置者またはその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態

(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- 2 学校の設置者またはその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査にかかわる重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。(いじめ防止推進法 第28条)

(1) 調査を要する重大事態 (「須賀川二中いじめ対応10則」**8** P1参照)

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ア 生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な被害を被った場合
 - ウ 金品に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合など
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。但し、生徒が一定期間、連続して欠席するような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- ③ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態の報告 (「須賀川二中いじめ対応10則」**9** P1参照)

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会はこれを市長に報告する。

(3) 調査の主体

学校が、調査主体となる場合であっても、第28条第3項に基づき、市教育委員会は調査を実施する学校に対して、必要な指導、人的な措置も含めた適切な支援を行う。

(4) 調査を行うための組織

学校が調査する場合は、「学校いじめ対策委員会」に適切な専門家を加えた組織が行う。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、客観的な事実関係を速やかに調査する。

① いじめられた児童生徒から聴き取りが可能な場合

ア いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。

イ 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とする。

ウ いじめた児童生徒に事実関係を確認するとともに指導を行い、いじめ行為を止める。

エ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

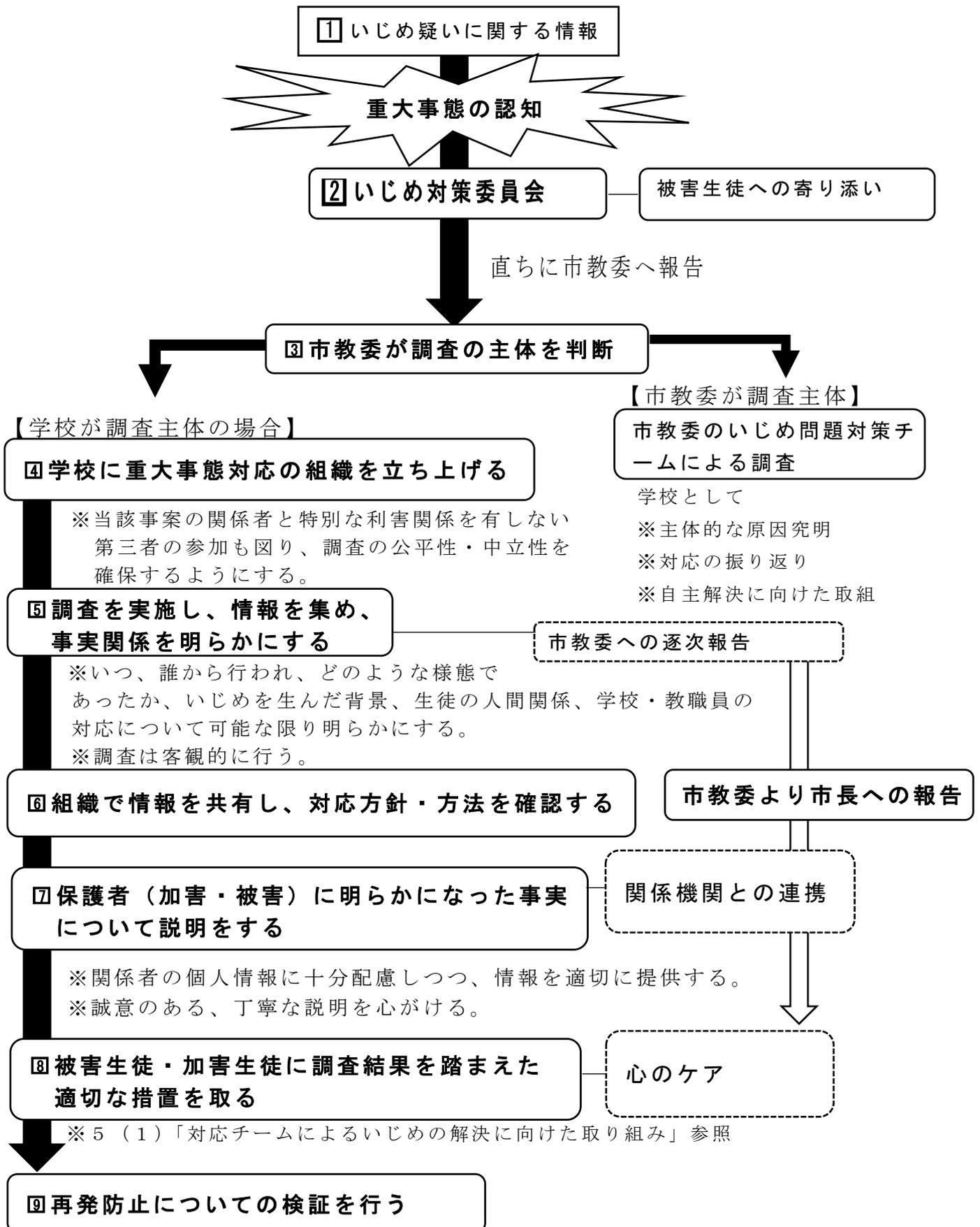
これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、関係機関と適切に連携して、対応に当たる。

② 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合の留意点。

(資料編「児童生徒の自殺が起こった場合の調査」P25 参照)

ア 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

(6) 重大事態発生時の対応(フロー図)(「須賀川二中いじめ対応10則」⑧ P1参照)



いじめ防止基本方針

資料編

担任の先生方へ

「楽しい学校生活のために」アンケート記入をご指導願います。

実施日時 生徒指導委員会で決定し連絡します。

◇◆◇次の点、お願いいたします。◇◆◇

- 1 アンケート後、できるだけ早めに目を通してください。
- 2 些細なところでもいじめと疑われる案件あるいは、急を要する案件については、積極的に校長（教頭、生徒指導主事、学年生徒指導、学年主任）に報告してください。
- 3 聴き取りや対応の開始にあたっては、担任の先生1人で行わず、いじめ対策委員会や学年等の組織でご対応ください。

※その日のうちに聴き取り開始。3日以内に対応開始。（「いじめ対応10則」より）
なお、具体的なアンケートのとり方は、最低限、以下の点に配慮をお願いします。

- 手順
- ① 配付する。
 - ② 名前を書かせる。
 - ③ アンケートの意図がわかるように、教員がしっかり音読して伝える。（を集めることがこのアンケートの意義です。）**なことは、「助けが必要」と書いてください。**
←口頭で必ず話す。検討して対応していただきたいと思えます。
 - ④ 表が書き終わったら、裏に「どうしたらいじめをなくせるか」の自分の考えを書いてください。
 - ⑤ 表が全員書き終わるまでは時間の確保をお願いします。
 - 「表が書き終わった人は、一旦、筆記用具をおいてみてください。」
↑書いている人が目立たないように
全員がおいたら回収。そうでなければ、裏の続きを書かせる。
 - ×「まだ書いていて、時間ほしい人は手を挙げて」
↑書くのを途中でやめてしまう可能性があるの
 - ⑥ **担任が一人一人の座席に行って、1枚1枚、回収してください。**
×××「後の人、集めてきて」←絶対にやってはいけません。

*アンケートは、年度末まで学年生徒指導担当保管。年度末に生徒指導主事が回収し5年保管します。

必ずこの方法で実施してください。

悩み（いじめ）についての調査 (1学期末)

秘密は絶対に守りますので、正直に記入してください。

「いじめ」は次のようなことです。

その人が関わっている仲間やグループ等から、心理的、物理的な影響を与えられる行為（仲間外れ、集団による無視、暴力、金品をたかられたり、物を隠されたりする等）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じていること。なお、起こった場所は、学校外も含める。また、インターネット（SNS等）を通じて行われるものも含まれる。

年 組 番 氏名

1 あなたは4月から今までに「いじめ」を受けたことがありますか。○で囲んでください。

(1) ある (2) ない

(1) に○をつけた人だけ答えてください。

①いつ頃ですか？ () ②どこでいじめられましたか？ ()

③だれにいじめられましたか？ ()

④それはどないいじめでしたか？次の中から選び○で囲んでください。(いくつでもよい)

ア ことばでのおどし イ 冷やかし、からかい ウ 持ち物かくし エ 仲間はずれ オ 個人的な無視
カ 集団による無視 キ 暴力をふるわれた ク お金などをたかられる ケ 持ち物をうばわれる
コ その他 ()

⑤そのいじめは、今も続いていますか？○で囲んでください。

(1) 今も続いている (2) 今は解決した

2 あなたは4月から今までに「いじめ」をしたことがありますか。○で囲んでください。

(1) ある (2) ない

(1) に○をつけた人だけ答えてください。

①いつ頃ですか？ () ②どこでいじめましたか？ ()

③だれをいじめましたか？ ()

④それはどないいじめでしたか？次の中から選び○で囲んでください。(いくつでもよい)

ア ことばでのおどし イ 冷やかし、からかい ウ 持ち物かくし エ 仲間はずれ オ 個人的な無視
カ 集団による無視 キ 暴力をふるった ク お金などをたかった ケ 持ち物をうばった
コ その他 ()

⑤そのいじめは、今も続けていますか？○で囲んでください。

(1) 今も続けている (2) 今はやめた

⑥なぜいじめるような状況になりましたか？

[]

3 あなたは4月から今までに「いじめ」を見たり聞いたりしたことがありますか？○で囲んでください。

(1) ある (2) ない

(1) に○をつけた人だけ答えてください。

①いつ頃ですか？ () ②どこでいじめを見たり聞いたりしましたか？ ()

③だれが、だれをいじめていましたか？ ()

④それはどのようないじめでしたか？

[]

4 どうすれば「いじめ」がなくなると思いますか。必ず全員が記入してください。また、いじめ以外にも悩んでいることがありましたら、遠慮なく記入してください。

楽しい学校生活のために(2学期)

各学年とも折り返しの時期となってきましたが、元気に生活できているでしょうか。さて、このアンケートは須賀川二中の生徒全員が、学校生活を楽しく過ごすことができるために行うものです。

これから生活していく上での悩みや困ったことなどがあれば、秘密は守りますので、遠慮せずに記入してください。また、自分のことだけでなく周囲の人で気になることがあれば、そのことも記入してください。

【学校生活に関すること】

◇悩んでいることや困っていること、相談したいことなどはありませんか？

学習・進路	
部活動	
友人関係	
その他 (いじめ等)	

【学校外の生活に関すること】

◇登下校中のできごとや、他校生とのトラブルで困ったことはありませんか？

(例：お金を返してもらえない、自転車が盗まれた、事故にあったなど)

(いつ・どこで・誰に・どんなことを)

【家庭生活に関すること】

◇家庭での困りごとはありませんか？

年 組 番 氏名

資料編 「特に配慮が必要な生徒」 福島県いじめ防止基本方針より

(本編「2 いじめの定義」(4) いじめの理解 P3参照)

特に配慮が必要な生徒として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- (ア) 発達障がいを含む、障がいのある生徒
- (イ) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒
- (ウ) 性同一障がいや性的指向・性自認に係る生徒
- (エ) 東日本大震災により被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒

出典：「福島県いじめ防止基本方針」 4 いじめの理解より

資料編「いじめ発見のチェックポイント」

(本編「4 いじめの未然防止」(6) その他 P6参照、5 「いじめの早期発見」(1) 早期発見のポイント、(2) 早期発見の機会 P7参照)

1) 学校

教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発する小さなサイン（言葉や表情、しぐさ）を見逃さずに、早期に対応することが大切である。

朝の会	遅刻・欠席が増える。
	始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
	表情がさえず、うつむきがちになる。
	健康観察の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。
授業開始時	忘れ物が多くなる。
	用具・机・椅子等が散乱している。
	周囲が何となくざわついている。
	一人だけ遅れて教室に入る。 席を替えられている。
授業中	頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
	保健室によく行くようになる。
	グループ分けで孤立しがちである。
	正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。 テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。
休み時間	教室や図書室に一人である。
	今まで一緒だったグループからはずれている。
	訳もなく階段や廊下を歩いていたたり、用もないのに職員室に来たりする。 友だちと一緒にでも表情が暗い。オドオドした様子で友だちについていく。
	理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れていたたりする。
給食時	机を寄せて席を作ろうとしない。
	その子どもが配膳すると嫌がられる。
	食べ物にいたずらされる。（盛りつけをしない。わざと多く盛りつける） 食欲がない。
	笑顔が無く、黙って食べている。
清掃時	その子どもの机や椅子だけが運ばれず、放置されている。
	その子どもの机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。
	他の子どもと一人離れて清掃している。
	皆の嫌がる分担をいつもしている。 目の前にゴミを捨てられる。
放課後	下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。
	玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。
	みんなの持ち物を持たされている。
	通常の通学路を通らずに帰宅する。 靴や鞆、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。
その他	教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。
	叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。
	独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
	教師と視線を合わさない。話す時に不安そうな表情をする。
	宿題や集金などの提出が遅れる。 刃物など、危険な物を所持する。

2) 家庭

保護者から、子どもの家庭の様子について以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
風呂に入りたがらなくなる。裸になるのを嫌がる。(殴られた傷跡やあざなどを見られるのを避けるため)
買い与えたものが紛失したり、壊されたり、落書きされたりしている。
家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
食欲が無くなったり、体重が減少したりする。
寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったり、うなされたりすることが多くなる。
表情が暗くなり、言葉数が減る。
いらいらして反抗的になったり、急に口数が少なくなって元気がなくなったりする。
部屋に閉じこもりがちになり、ため息をついたり、考え事をしたりする。
言葉遣いが荒くなり、親や兄弟姉妹に反抗したり、ペットをいじめたり、物に八つ当たりする。
親から視線をそらしたり、家族から話しかけられることを嫌がったりする。
刃物など、危険な物を隠し持つようになる。
登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
学校を早退したり、用事もないのに帰宅時間が早くなったり遅くなったりする。
転校を口にししたり、学校をやめたいなどと言ったりする。
親しい友人が来なくなり、見かけない者がよく訪ねて来る。
不審な電話や嫌がらせの手紙・メールがくる。友人からの電話で急な外出が増える。
自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
投げやりで集中力が無くなる。ささいなことでも決断できない。
テレビゲームやスマートフォン(SNS等)などに熱中し、現実から逃避しようとする。
急に学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
急激に成績が下がる。

3) いじめ電話相談・・・児童生徒本人や保護者が相談できる関係機関リスト

- ・教育委員会学校教育課 0248-88-9168
- ・こども課(家庭児童相談室) 0248-88-8115
- ・須賀川市すこやかテレフォン 0248-75-1919
- ・市役所 生活課、市民相談室 0248-88-9132
- ・子どもと家庭テレフォン相談(県中央児童相談所) 024-536-4152
- ・県中児童相談所 024-935-0611
- ・県教育センター「ダイヤルSOS」 0120-453-141
- ・福島いじめSOS24 0120-916-024
- ・県精神保健福祉センター(こころの電話) 024-535-5560
- ・須賀川警察署(生活安全課) 0248-75-2121
- ・いじめ110番(県警察本部) 0120-795-110
- ・福島県警察本部県民サービス課(少年相談窓口ヤングテレホン) 024-526-1189
- ・子ども人権110番(法務省) 0120-007-110

出典：「須賀川市いじめ防止基本方針」

資料編「いじめに発展する主なケース」

(本編「2 いじめの定義」(3) いじめの態様 P2参照)

(1) 加害者の言動や考え方からいじめに発展するもの

具体例

- | | |
|--------------------------|------------------|
| ① 相手を見下した発言をする。 | ② あることないこと噂話をする。 |
| ③ からかいやひやかしをする。 | ④ 人間関係をかきまわす。 |
| ⑤ 他者への批判が多い。 | ⑥ 思ったことをすぐに口にする。 |
| ⑦ 無視をする。 | ⑧ 口が軽く、秘密をばらす。 |
| ⑨ 自分のしていることを「～遊び」と考えている。 | |

(2) 加害者のSNS上のトラブルからいじめに発展するもの

具体例

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ① 悪口を書き込む。 | ② 誤解を生むような発言、書き込みをする。 |
| ③ LINE等を不適切な目的で使用する。 | ④ 個人情報や画像、動画を勝手に公開する。 |

(3) 被害者の性格や容姿からいじめに発展するもの

具体例 (加害者と類似するものもある)

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ① 清潔感に欠ける。 | ② 負けず嫌いでむきになりやすい。 |
| ③ 自己中心的な性格である。 | ④ 他者への妬み・嫉妬をもちやすい。 |
| ⑤ 嘘をつく。約束を守らない。 | ⑥ コミュニケーションが苦手である。 |
| ⑦ 容姿に特徴や強いコンプレックスがある。 | |

(4) いじめに発展しやすい時間帯 (大人の目が届かない時間＝子どもだけの時間)

具体例

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| ① 教師の目が届かない時間 (休み時間や登下校時など) | ② スマホ等を使用している時間 |
| ③ 子どもだけで遊びに出かけた時間 | ④ 塾や習い事の時間 |

(5) 保護者の情報からいじめをキャッチするポイント

具体例 (本人の様子について)

- ① 趣味に興味をもてなくなった。
- ② 学校の様子を話さなくなった。
- ③ 他校生とのつながりができた。
- ④ 学校外での活動 (塾など) がある。
- ⑤ タイプの違う友人と遊ぶようになった。
- ⑥ スマートフォンを欲しがるようになった。
- ⑦ 自主勉強や家庭学習に集中できなくなった。
- ⑧ 家族に対して反抗的になった。
- ⑨ 家庭で買った記憶がないものを持っている。
- ⑩ 衣服の汚れや破れが見られるようになった。
- ⑪ 食欲がなくなった。
- ⑫ 物がなくなったり壊されたりしていた。
- ⑬ 頭痛、腹痛、発熱などの回数が増えた。
- ⑭ 部屋に引きこもり、出てこなくなった。

具体例 (保護者の様子について)

- ① 口調が強く、困っている様子が見える。
- ② 家族や子どもと過ごす時間が減った。
- ③ 家庭環境が大きく変化した。(別居・単身赴任・離婚など)

資料編「いじめ解消までの経過観察シート」

(本編「6 いじめの対応」P9~11 参照)

いじめ解消までの経過観察シート

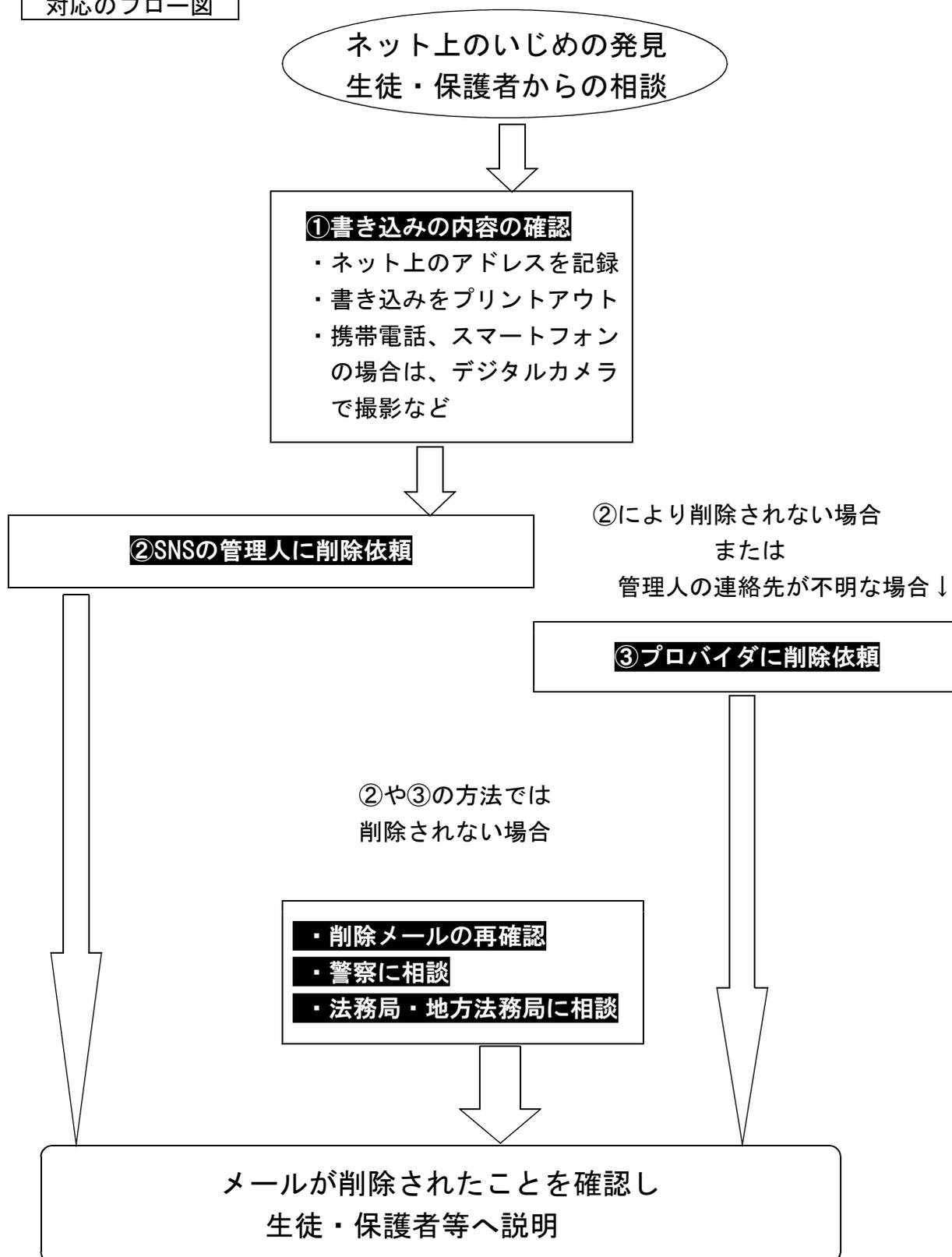
学年 氏名	組名	年組	氏名	(男・女)
認知した日	年	月	記入・活用要領	
概要 それぞれ、記入、対応が終わったら、□にチェックを入れ、確認することで対応忘れを防ぐことができます。		指導の概要 「保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」わけですので、いじめの事実について保護者が知らないということのないよう、しっかりと伝えとともに、学校との連携協力のあり方について、その意向を確認しておくことは大切です。		
□保護者との連携(概要理解・対応)		保護者との連携(概要理解・対応への協力・児童生徒への関わり)		
一応の指導の後、被害児童生徒本人と、その保護者に対し、いじめが再発しないよう、相当期間の経過観察に入る旨を伝えることは、本人に安心感をもたせるとともに、保護者に学校の指導について理解いただく上でも大切です。		月 日 父・母		
□経過観察基準日(年 月 日)		□保護者		
□経過観察を行うこと及び聴き取り日の説明(本人)		□本人・保護者聴取者:		
□1週間の観察状況(年 月 日)		□本人・保護者聴取者:		
観察者:()		いじめの解消には、本人が感じる被害性が大きくかかります。その時々、本人の気持ちを表した言葉を証言として具体的に記録しておくことが大切です。本人が「大丈夫です」と言ったなら、そのまま本人の言葉として記録しておき、「問題なし」のように記入者が判断して記入することのないようにすることが必要です。また、学校では本心を話さない場合もあります。ストレスのはけ口を家族に求める事もあります。その様子は、学校では見えません。本人が保護者に話す内容や、学校から帰った後の様子、学校に向かうときの様子など、保護者にわからない情報がたくさんあります。必ず保護者に本人の状況を確認し、保護者の言葉として具体的に記録しておくことが大切です。		
□次の1週間の観察状況(年 月 日)		□本人・保護者聴取者:		
観察者:()		学校側から見える、被害児童生徒、加害児童生徒の状況を記入します。「問題なし」「変化なし」等と決めつけるのではなく、両者の関係性、関わっている様子、周囲の児童生徒との関わりの様子など、具体的に記録しておくこと、後で、いじめ防止等の組織で判断するときの材料となります。		
□次の2週間の観察状況(年 月 日)		□本人・保護者聴取者:		
観察者:()		相当期間の経過観察の後、いじめ解消の判断をするために、本人、保護者に対して、これまでの観察状況、聴き取りの確認を行い、根拠を説明しながら、一応の解消とすることへの同意・不同意を確認します。その際、その後もフォローアップとして引き続き様子を見ていくこと、本人・保護者が気づいたことがあればいつでも学校に連絡するようお願いすること等について伝えることで、安心してもらえると思います。なお、学校側と家庭との見方に食い違いがある場合には、解消を焦らずに、指導及び経過観察を継続することが大切です。		
□さらに2週間の観察状況(年 月 日)		□本人・保護者聴取者:		
観察者:()		相当期間の経過観察、本人・保護者からの聴き取りを参考に、いじめ防止等の組織で解消等の判断をします。経過観察の途中で、担任等の判断をせず、具体的な状況、具体的な言葉等の記録に留めていたのは、ここで、組織として判断するためです。この欄だけは、判断根拠を明確にし、組織で記入するのが良いでしょう。		
□さらに1ヶ月間の観察状況(年 月 日)		□本人・保護者聴取者:		
観察者:()		経過観察3か月間、本人・保護者への説明(同意 不同意) フォローアップ開始の説明(同意 不同意)		
いじめ防止等組織として		不同意の場合の要求内容等		

出典：「須賀川市いじめ防止基本方針」

資料編 ネット上のいじめへの対応

(本編「2 いじめの定義」(3) いじめの態様 P3参照、「4 いじめの未然防止」(2) 道徳教育について P5参照)

対応のフロー図



(1)「ネット上のいじめ」の特徴

- ① 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ② インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ④ 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話、スマートフォン等の通信端末利用状況を把握することが難しい。また、子どもの利用しているSNSなどを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

(2)「ネット上のいじめ」への対応

SNS等への誹謗・中傷等への対応

SNS等への誹謗・中傷の書き込みなどの「ネット上のいじめ」が生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示す手順で、書き込みの削除を迅速に行う必要がある。

◆対応の流れ

- ・「ネット上のいじめ」の発見／児童生徒・保護者からの相談
学校が「ネット上のいじめ」を把握するのは、生徒や保護者からの相談である事例が多い。
また、生徒の様子の変化から、事案を把握する事例もある。
学校では子どもたちが出すいじめの兆候を見逃さず、「ネット上のいじめ」に対応していく必要がある。より積極的に「ネット上のいじめ」を発見する取組として、家庭や地域、教育委員会、関連企業等と連携して「ネットパトロール」を行うことも考えられる。
- ・誹謗・中傷等の書き込みの相談が生徒・保護者等からあった場合、その内容を確認する。その際には、書き込みのあったSNS等のURLを控えるとともに、書き込みをスクリーンショットするなどして、内容を保存する。
- ・SNS等の中には、パソコンから見るできないものも多くある
その場合は、スマートフォン等からSNS等にアクセスする必要がある。また、スマートフォンでの誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、スクリーンショットするなどして内容を保存する。
- ・SNS等の管理者に削除依頼
SNSのトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところを探す(ページの下の方にあることが多い)。該当箇所をクリックすると、管理者にメールを送ることができるページが表示される。そのページに、件名、内容等の事項を書き込んで、「送信ボタン」を押して送信すると、管理者にメールが届くようになっている。
なお、削除依頼の方法は、それぞれのSNS等によって異なるので、先に「利用規約」等に記載されている削除依頼方法を確認する必要がある。削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行うことが適当である。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。SNS等の管理者・運用者の中には、悪意のある人もおり、個人情報を悪用される場合もある。

- ・ SNS等のプロバイダに削除依頼
SNS等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者への連絡先が不明な場合などは、プロバイダへ削除依頼を行う。
- ・ 削除依頼しても削除されない場合
管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合は、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認し、不備があった場合には必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送する。削除に必要なURLや書き込みNo.などの記載がなかったために、削除されていない場合もある。それでも削除されない場合は、警察や法務局、地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

◆生徒への指導のポイント ～SNS等での被害を防ぐため～

- ・ SNS等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、悪質ないじめであり、決して許される行為ではないこと。
- ・ SNS等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定されること。特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、SNS等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ・ SNS等を含め、インターネットを利用する際にも、利用のモラルとマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながった事例もあったこと。

(3)「ネット上のいじめ」が発見された場合の生徒への対応

① 被害生徒への対応

「ネット上のいじめ」を含めたいじめに対しては、学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要である。毎日の面談の実施や、緊急連絡先の伝達を行うなど、被害児童生徒の立場に寄り添った支援が大切である。

また、学級担任だけで対応するのではなく、複数の教師で情報を共有して対応するなど、学校全体で「ネット上のいじめ」に対して取り組むことが重要である。

② 加害児童生徒への対応

加害生徒が判明した場合には、加害者自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、SNSに誹謗・中傷を書き込んだという例などもあるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要である。

また、「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと異なるものではなく、決して許されないものであるということについて、粘り強い指導を行うとともに、加害生徒に対するケアも行う必要がある。特に「ネット上のいじめ」に関しては、加害生徒が軽い気持ちで書き込みを行ったり、加害生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、事後の指導から受ける精神的な影響が大きいという事例も報告されている。そのため、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとでの指導が求められる。

③ 全校児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」等が生じた場合には、上記(2)(3)や「◆生徒への指導のポイント」を参考に、全校児童生徒への指導を行うとともに、日頃から情報モラル教育を学校全体として行い、子どもたちが「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないように指導を充実させることが重要である。ネット上やSNS等で誹謗・中傷を発見した場合には、教職員や保護者に相談するように伝える。

(4)「ネット上のいじめ」が発見された場合の保護者への対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合には、被害生徒の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行い、保護者と話し合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進めることが重要である。

加害生徒が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行うことが必要である。加えて、必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、また、「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得ることも重要となる。

出典：「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル 事例集 文部科学省
須賀川市いじめ防止基本方針

資料編「児童生徒の自殺が起こった場合の調査」

自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目的とし、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ① 背景調査に当たり、遺族が当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限り丁寧に遺族に説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限り丁寧な説明を行う。
- ③ 市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り丁寧に説明を行う。
- ⑤ 背景調査においては、できる限り速やかに、偏りなく資料や情報を収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ⑥ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑦ 情報発信・報道対応については、プライバシーの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

（本編「7 重大事態への対応 （5）事実関係を明確にするための調査の実態」P 13 参照）

出典：須賀川市いじめ防止基本方針